

4月1日から

被保険者証が新しく

昭和五十九年四月一日から被保険者証が新しくなります。うぐいす色の古い被保険者証は、使えなくなり、市役所に返して、新しいものと取り替えてください。

◎四月一日以降診察を受けるときは、必ず新しい被保険者証を窓口へ提出してください。

◎三月から継続して治療を受けるときも、必ず新証を窓口へ提出してください。

◎老人医療の該当者は、健康手帳にこの被保険者証を添えてください。

◎福祉医療の該当者は、福祉医療費受給者証（乳児、障害、高齢障害用）または福祉医療費請求書を添えてください。

◎あなたが支払う診療費（一部負担金）は、そのつど支払ってください。

◎受診した医療機関より被保険者証を返してもらうときは、給付記録簿に記入してもらってください。

◎交通事故や傷害による受診は、すぐに市役所に届け出なければなりません。

その他、保険証更新期にあたり注意していただきたいことを申しあげます。

最近「保険証をなくしました」と届けられる事件が増えてきています。

多様な日常生活の中でやむを得ない事かと思いますが、予期せぬ事態が発生しないともいえません。大切に保管してください。

万一そのような場合は、まず警察署に紛失届を出してください。

次に市役所に印鑑を持参のうえ再交付の申請をしてください。その場合新たに再交付はできません。

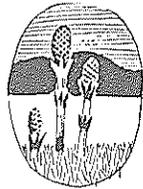
後日世帯主宛に郵送します。もちろん郵送料の実費である切手も提出願います（速達の場合は速達料も必要）。

次に納税との問題です。毎度ご注意を申し上げているとおり、一年を締めくくる三月に納税が済ん

でいせんと、保険証発送が自動的に全被保険者ということになります。

大切な保険証ですので、本来ならば一人一人に印鑑を持って来庁していただき交付すべきものですが、短時間に事務が多くなるため郵送し利便を計っています。本年は三月二十七日ごろ発送しますので、月末に到着しない場合は必ず照会してください。

国民年金 保険料は納めていますか



昨年の四月から今年の三月までの国民年金保険料に、納め忘れはありませんか。今月は昭和五十八年度の保険料の最終納付月です。納め忘れがないか、今一度お確かめください。

保険料の納め忘れがありますと、病気やケガで障害者になったり、あるいは、主人を亡くし母子世帯になったときなどに、障害年金や

保険料を納めて給付を続けている国民健康保険をご理解いただき、未納の方の早期納税をお願いします。ただ完納まで給付を阻まないよう、資格証明書を発行していただきますので、世帯主かこれに代わる人が印鑑を持っておいでください。

納税が遅れることは被保険者相互扶助の精神をくずし、保険者、被保険者共に大変な苦心を強いられることとなりますので、国保制

度をご理解いただき全被保険者のご協力を強くお願いします。

◎市民図書館の国保図書・案内 大豆で体が若返る▼対人恐怖▼痛とホルモン▼ビジネスマンの健康百科▼精神分裂病・性と結婚▼脳の発達と子どものからだ▼痔、直腸肛門の病気▼肝炎とウイルス▼ガンの再発と転移▼青野菜ジュースは効く

※意見や質問をお寄せください 電話 2111内線135

【市民課国保係】

【市民課年金係】

危ない！線路内の遊び

春になると、子どもたちが外に出て遊ぶことが多くなり、線路内に入った、線路に石や物を置くなど危険な行為が増えています。子どもたちは、列車や自動車

で遊ぶことがよくあります。子どもがけがをしても大変です。小さいことが重大事故につながることもあります。

尊い命を守るため、線路内に入った、線路に石や物を置かないよう、十分な指導をお願いします。

【国鉄後免駅】

旧小型船舶 操縦士免許

失効日迫る

講習を受け一級小型船舶

操縦士の免許取得を

昭和四十九年五月二十五日以前に旧小型船舶操縦士免許または甲板部関係（航海士など）の資格をお持ちの方は、運輸大臣の指定する講習会を受けると、一級小型船舶操縦士の免許が取得できます。

この制度は、今年の五月二十五日で終了しますので、まだ講習を修了していない方は、早く受講して一級小型船舶操縦士免許に切り替えてください。

これからの講習日程は次のとおりです。

- 旧日本船舶職員養成協会四国支部（☎0878①1721）
- 四月二日、十六日（高松市）
- 五月七日
- 旧日本モーターボート協会四国事務所（☎0878②1194）
- 三月二十三日（高松市）

海技免状が5年ごとの更新制に

これまでの海技免状は、一度取得すれば終身有効でしたが、法改正（昭和五十八年四月三十日施行）により有効期限は5年間となり、5年ごとの更新が必要となります。

成人病の豆知識

「がん」

わたしたちの体をつくっている細胞がある日突然、何らかの原因でがん細胞に変化することがあります。これががんの発生です。

がん細胞は、早いもの、遅いもの、その成長速度に違いがありますが、放っておくと、とどまることなく大きくなります。

またがん細胞は血管やリンパ管の中にバラバラになって入り込み、リンパ節や遠く離れたいろいろな

早期発見

早期治療が大切

臓器に広がり、同じようなこぶをつくります。これを「転移」といいます。もとのこぶも転移のこぶもまわりの臓器を破壊し、神経や血管を圧迫したり、破ったりしてその人を弱らせ、ついには死に至らしめます。

がんはどの年齢でも発生しますが、国の主要死因としてのがんは、中年期とくに四十歳以降に多く発生しています。がんの死亡率は昭和五十七年で人口十万人対百四十四

・二とあっており増加しています。部位別では男女とも胃がんが首位を占め、次いで肺がんとなっています。第三位は男は肺がん、女では子宮がんとなっています。

がんを予防するためにはがんの発生を防ぐ「一次予防」が重要であることはいまでもありません。が、がんの発生原因が十分に解明されていない現在、集団検診等による早期発見、早期治療が最も有力な手段となっています。

退職金と税金

退職金には、所得税と住民税がかかります。通常退職金の支給を受けるときにそれぞれの税金が徴収されます。この退職金は、長い間の

勤労の対価であり退職後の生活のために大切なものですから、これにかかる税金は他の所得と分離して課税されるなど、他の所得より軽い負担で済むようになっていきます。

《退職所得と税額の計算》
退職金の額から、退職所得控除額を差し引いた残額の二分の一が

退職所得控除額は――
五百万円×(勤続年数-1)×(三十五年-勤続年数)×(三十五年-勤続年数)
勤続年数が二十年以上のときは、
二十五万円×勤続年数
ただし、この額が五十万円未満のときは五十万円となります。

退職所得控除額は――
①勤続年数が二十年以上のときは、
二十五万円×勤続年数
②勤続年数が二十年を超えるときは、
二十五万円×勤続年数
ただし、この額が五十万円未満のときは五十万円となります。

《税額の計算例》
三十四年四月勤務した人が退職金を千六百万円もらった場合を例にとってみましょう。
勤続年数は一年未満の端数は切り上げますので三十五年になり、
退職所得控除額は――
五百万円×(三十五年-1)×(三十五年-勤続年数)
退職金千六百万円から退職所得控除額千二百五十万円を差し引いた三百五十万円の二分の一が退職所得となり、その税額を求めると所得税が二十九万九千円、住民税が十一万二千五百円となります。

